

監査公表第 1 号

平成 30 年（2018 年）4 月 2 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	武	市	憲	一
同	本	郷	俊	史

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（平成 30 年 3 月 29 日付け札総第 2626 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第2626号

平成30年（2018年）3月29日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 窪 田 もとむ 様
同 武 市 憲 一 様
同 本 郷 俊 史 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（平成29年度監査報告第5号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 平成29年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の指摘事項	第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの (1) 公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならないが、保健所等複合施設敷地内に設置している車庫等の建物について、同台帳に登録されていないものがみられた。 公有財産の登録事務は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 保健所等複合施設竣工当初の図面には、今回指摘された車庫等の建物に係る記載はなく、保管している書類や関係部局等にも関係する文書は見当たらなかったため、今後は、必要な情報をできるだけ速やかに集め、公有財産台帳への登録を行うこととした。 また、再び同じ誤りを繰り返さないよう関係規定の再確認を行うとともに、年1回以上の現地調査では、公有財産台帳との突合を1つ1つ確実にを行い、適切な事務処理の遂行に努めていくこととした。	

監査対象	建設局みどりの推進部
監査委員の指摘事項	第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの (2) 公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならないが、建替えにより取り壊された中島公園内の建物について、この台帳に登録されたままの状態になっているものがみられた。 公有財産台帳の管理は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 直ちに公有財産台帳に処分に係る登録を実施した。 また、再発防止策として、役職者会議を開催し、関係規程を遵守することを確認の上、今後は、土地、建物及び工作物等の公有財産について、取得、所管換、処分等の増減が発生した場合は、現物と公有財産台帳とを照合・確認した上で、財産管理システムに反映することを関係職員に周知徹底した。	

監査対象	教育委員会中央図書館
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>(3) 公有財産については、随時現状を調査し、適切な措置を講じなければならず、また、その状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に記録することとされている。</p> <p>しかしながら、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 地区図書館の敷地に清掃業務の受託者が用具入れを設置することを認める際、所定の手続を行っていないもの</p> <p>イ 公有財産実地管理記録調書への所定の記載が長期間行われていないもの</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>今回の指摘を受け、各地区図書館宛てに用具入れの設置状況について調査を行った。また、管財部と協議した結果、次年度業務委託分から土地使用許可に係る申請書を受託業者に提出してもらい、使用許可簿を作成することとした。また、業務仕様書に用具入れ設置（土地使用）に係る文言を追記した。</p> <p>イについて</p> <p>各図書館に赴き現地調査を行い、その状況等について「公有財産実地管理記録調書」に記録した。また、引継マニュアルに記載することにより、人事異動があつた場合でも当該事務を円滑に実施できるようにした。</p>	

監査対象	建設局みどりの推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>(4) 所管する土地や建物の現地調査を行った際は、その状況と処理経過を公有財産実地管理記録調書に記録し、これを保管することとしているが、所管する建物については、この調書が備えられていなかった。</p> <p>今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに役職者会議を開催し、関係規程を遵守することを確認の上、今後は、所管する建物等の建築情報を記載した記録調書を作成することとした。</p> <p>また、財産の状況及び処理経過について、指定管理者が管理する公園は当該指定管理者からの点検結果報告を、それ以外の公園は維持管理業務点検結果報告の内容を調書に記載することとし、関係職員にその旨周知徹底した。</p> <p>さらに、点検結果について、課内で情報共有し、適切に管理する体制を整えた。</p>	

監査対象	保健福祉局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(1) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>債権管理において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 過年度における助成金の返還について、当初の納期限である平成10年から債権管理簿に経過記録など記事の記載がないことから、債権管理に必要とされる督促などが適切に行われているか不明なもの</p> <p>イ 生活保護法に基づく診療報酬の返還金債権の一部について、状況把握及び督促をはじめ債権管理が長期間行われていないもの</p> <p>今後は、組織として、債権が重要な財産であることの認識を深め、債権管理を徹底するとともに、関係規程を順守し、適正かつ迅速な事務の執行に努められたい。</p>

＜指摘に対する措置＞

アについて

債権管理事務について、再び同じ誤りを繰り返さないよう、会議等を通じて関係規定及び債権管理の実務を職員に徹底するとともに、予算担当者が債権管理簿において処理状況を確認し、遺漏なく適正な事務が行われるようチェック体制をとることとした。

なお、本件の債権については、発生から長期間経過したことにより、債権者の存否及び所在が不明な状況であり、履行させることが著しく困難であると考えられるため、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）及び札幌市債権管理条例施行規則（平成24年規則第22号）の規定に基づき、徴収停止等の必要な処理を行うこととする。

イについて

長期間経過している債権のうち、適切に破産債権届出を行い、配当額の納付を受けていたもの以外は、状況を把握の上、札幌市債権管理条例及び札幌市債権管理条例施行規則の規定に基づき、必要な督促等を実施することとした。

また、適切な債権管理を漏れなく速やかに組織として行うため、新たに業務フローを作成し、保護自立支援課の予算担当者が月2回、納付状況を課長に報告し、未納となった債権について、督促、催告等の実施を組織的に判断することとした。

監査対象	保健福祉局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(1) 物品購入等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 平成28年度予算にて支払われた物品購入等について、本来、支出負担行為伺書を作成し所定の決裁を経たうえで発注すべきところ、これらの手続きを経ることなく購入し、平成29年4月</p>

	<p>以降に、旧年度の日付に遡って伺書を作成しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

指摘事項の内容も含め、年度末の支出事務について注意事項をまとめ、イントラメールで局内各部に通知したのに加えて、局内各部庶務担当に直接内容を説明する機会を設けるなど適正な事務処理の周知徹底を図った。なおイントラメールによる通知については来年度以降も継続していく。

監査対象	教育委員会中央図書館
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(1) 物品購入等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 4月1日以降に行われた物品購入等について、本来は平成29年度予算にて支払うべきところ、旧年度である平成28年度の日付に遡って、新たな支出負担行為伺書を作成し、旧年度内に一連の事務処理を終えたよう体裁を整え、支出を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

中央図書館長を始めとする、各地区図書館長を含めた役職者が集まる会議の場で、経理事務の適正な執行について、今回の指摘事項を含め周知を行い、併せて、監査の指摘内容等の経理事務について、中央図書館の経理担当が各地区図書館を回り、経理担当者へ指摘事項や誤りが多い場所等について説明を行った。

また、年度当初に行う全役職者を集めた会議において、正しい経理事務及び経理事務の適正な執行について周知することとした。

監査対象	市民文化局文化部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 産業廃棄物処理の委託に関する事務について、以下の事例がみられた。</p> <p>(ア) 産業廃棄物処理の委託に当たっては、同処理業許可業者と直接契約を締結する必要があるが、この契約を取り交わすことなく、排水設備清掃業務の委託先業者を介し、産業廃棄物処理（清掃で除去した汚泥等の収集運搬、処分）を行わせているもの</p> <p>(イ) 契約金額にかかわらず契約書を取り交わすため、契約締結伺（二次伺）を省略できないが、これを省略しているもの</p>

	<p>(ウ) 契約書には、必要な処分等の許可内容を証する書類を添付する必要があるが、これを添付していないもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が厳格に規定されているものであることから、今後は関係法令等を順守し、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

再発防止のため、今回の指摘の内容を部内で共有し、併せて、産業廃棄物の処理に当たっては、①委託先の事業者において産業廃棄物の運搬許可のほか、処分許可を有している必要があること、②契約に当たっては、金額によらず二次伺が必要であること、③契約書には産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る許可証等を添付する必要があることについて、周知徹底を図った。

今後、産業廃棄物処理業務発注の際は、その業務の性質を十分把握し、関係法令の確認に十分努めるとともに、業者選定に当たっては、確実に処分許可を受けている者と契約できるよう、複数名で業者選定を行うこととした。

また、産業廃棄物処理業務に関わらず、業務委託を行う場合は、事業を所管する担当課（係）において、二次伺の必要性の有無、契約書への法令に定められた書類添付の必要性の有無について、確認を行うこととしたほか、経理担当ラインにおいても、一次伺の際に、これらに遺漏がないかチェックを行うこととした。

監査対象	保健福祉局監査指導室
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 産業廃棄物の処理を委託するときには、契約金額にかかわらず契約書を取り交わすべきところ、これを行っていなかった。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

今後、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約事務など同様の業務委託をする際は、関係法令の遵守を徹底するとともに、業務手順を十分理解し、適正な事務執行に努めていくよう、当室の職員全員に周知した。

監査対象	市民文化局市民生活部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 長期継続契約の業務において、年度末の業務完了届及び履行検査について、年度を越えて行われていたものがみられたほか、新年度執行分については、年度の初めに支出負担行為の登録</p>

	<p>を行わなければならないが、これがないもの</p> <p>イ 債務負担行為が設定されていない業務については、新年度に契約を締結しなければならないが、旧年度で契約を締結していたもの</p> <p>今後は、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

消費生活課長から部内各課長に対し、事務連絡を发出し、①役務契約事務に係る履行検査は、当該契約に係る歳出の会計年度を決定する重要なものであり、年度末の履行検査は当該年度内に完了する必要があること、②支出負担行為の登録は、年度の初めに行わなければならないこと、③債務負担行為が設定されていない業務については、新年度に契約しなければならないことについて周知した。

また、再発防止のため、業務完了届の受理及び履行検査に関するチェックシートを作成し、これを用いることとした。

監査対象	市民文化局市民生活部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 補助金交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌アイヌ協会への補助金交付において、同協会から提出された交付申請時の予算書及び事業報告時の決算書について、それぞれ「収入」に関する記載がないものを受理し、そのまま交付決定・確定しているものがみられた。</p> <p>補助金は、補助目的の範囲内で、正しく使用されなければならないことから、今後は、補助対象事業の内容や予算の状況等を十分確認の上、補助目的への適合性や事業効果を慎重に判断し、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

今後は、個別の事業について、収入の記載のある書類の提出を求めるとともに、補助対象団体の前年の収支決算書における当該事業の決算を参考にして収入の有無を確認することに加え、交付決定時と事業終了時の審査を異なる職員が担当することで複数職員が確認できる体制として、審査の厳格化を図ることとした。

なお、上記取組については、課内会議を開催しその旨周知した。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 理科実験用薬品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>複数の学校において、以下のような不適正な管理状況がみられた。</p> <p>ア 薬品受払簿に記載の数量と実際の数量が異なっているもの</p>

イ 一部の薬品について、受払簿が作成されていない、若しくは受払状況の記載がないもの

ウ 毒劇物の陳列箇所や容器に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」との表示がないもの

エ 毒劇物がその他の薬品と混在して保管されているもの

オ 容器の転倒、流出・漏れを防止するための措置が講じられていないもの

薬品管理に関し、このような不適切な管理を日常的に続けていくことは、重大な事故の発生につながりかねないが、市立学校における前年以前の定期監査においても、上記のような問題のある事例が数多く指摘されているところである。

このことは、教育委員会で従来実施してきた学校職員向けの研修及び学校現場での実地指導等による周知が、一部の学校では実際に薬品を扱う教職員にまで十分に伝わっていないものと考えざるを得ない。

今後は、教育委員会全体でこれらの問題・課題を真摯に受け止め、改善に向けた実効性のある具体的な取組を早急に進められたい。

《指摘に対する措置》

指摘を受けた各学校では、直ちに是正を行った。

また、全ての各学校(園)長に対し、「理科実験用薬品等の適正管理について(通知)」(平成29年12月7日付け学校教育部長・学校施設担当部長通知)を発出する等により、改めて理科実験用薬品等の適正管理について周知を行った。

平成30年1月23日には、各学校種の校長会・園長の代表が集まり情報交換を行う学教連絡会の場において、今回の指摘内容を説明した上で、過去の関係通知等を元に、薬品の現在量把握などの管理の徹底について、今後の校長会や研究会等の場で全校に周知するよう指導した。また、小・中学校の教頭会代表に対しても、同様に全校周知の指導を行った。

同年2月13日には、教育委員会内の関係課にて対策会議を行い、新年度に向けて、管理職向けの研修会等で繰り返し周知を行うことや、薬品の管理担当者向けに薬品管理のフローチャート作成・配布等に取り組むとともに、札幌教育研究部会への協力依頼を行った。

また、同月28日には、全学校長及び新年度の校長昇任者を集めての平成30年度教育方針説明会の場において、理科実験用薬品の適正管理についての説明を改めて行った。

さらに、現在、今年度及び昨年度の監査対象校のうち、薬品管理に係る指摘を受けなかった学校から、薬品庫の写真や管理状況の情報を集めているところであり、これらを優良事例としてイントラネットの電子キャビネットに投稿し、3月下旬に全校へ紹介する予定である。

上記の取組みなどを実践していきながら、適正に薬品管理を行うことの意義

や重要性について、管理職や関係職員に意識付けを徹底し、薬品保管・管理事務の全市的な改善を図っていくこととしたい。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 その他の事務/(1) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>学校職員の自家用車を公用使用する場合の手続等については、「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」に定められているが、複数の学校において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 公用使用する自家用車を登録する際に備え付けることとしている校地使用承認登録簿（以下「登録簿」という。）が作成されていないもの</p> <p>イ 登録してはならない要件に該当しているにもかかわらず、登録を行っているもの</p> <p>(ア) 運転経験が一年未満のもの</p> <p>(イ) 任意保険について満たすべき内容で契約されていないもの</p> <p>(ウ) 届出職員と任意保険の被保険者が異なる場合において、当該保険を損害賠償に充てることについて被保険者の承諾がないもの</p> <p>ウ 届出書の添付書類に不備があるもの</p> <p>エ 登録簿の登録日より前に、自家用車の公用使用を承認しているもの</p> <p>今後は関係規程を順守するとともにチェック体制を強化し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>御指摘の件については、要綱に規定された手続方法等の理解不足及びチェックが不十分であったことによる誤りであり、今回指摘があった学校に対しては、改めて職員の提出書類について、不備がないかを確認し、不備があったものについては、速やかに改善するよう指示した。</p> <p>また、その他の学校に対しては、関係規定について改めて周知徹底を図るほか、複数の職員による確認を助言する等、再発防止及び適正かつ確実な事務執行の実現に向けて、取り組むこととした。</p>	

(2) 平成29年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事の品質管理」に係る指摘事項/1 無収縮モルタルの品質管理を確実にすべきもの</p> <p>「下水道管きょ工事仕様書」では、マンホール鉄蓋調整部又は上絞部ブロックの間に使用する無収縮モルタルの配合が定められており、これによりがたい場合は同等以上の品質、効果のある配合をもって工事監督員の承諾を受けることと定められている。</p>

	<p>しかし、監査した土木工事のマンホール鉄蓋調整部に用いる無収縮モルタルの施工において、配合が確認できない事例がみられた。</p> <p>発注者は、工事に係る仕様書に示された品質管理を行うように受注者を指導し、工事における品質確保が適正に行われるよう努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

「下水道管きょ工事仕様書」において、配合の確認方法について規定されていなかったことから、当該仕様書を改定し（平成29年12月1日付け）、マンホール毎に施工時の無収縮モルタルの配合等を所定の様式に請負者が記録して、工事監督員に適時提出することを定め、当該改定について関係職員への周知・研修を行った。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事の品質管理」に係る指摘事項/2 主任技術者の品質管理に係る職務を指導すべきもの</p> <p>建設業法では、主任技術者は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理を誠実に行わなければならないと定められている。</p> <p>しかし、監査した工事において、施工管理記録及び試験成績書を主任技術者が確認した記録のない事例がみられた。</p> <p>発注者は、主任技術者が品質管理に係る職務を適切に行うよう指導し、工事の品質管理の向上に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

施工管理記録及び試験成績書を、主任技術者が品質管理に係る職務を適切に行っていることを確認できる内容で作成の上、提出するよう、受注者に対して適切に指導することが必要である旨、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(1) 適正な設計書の作成と、チェック等を確実にすべきもの</p> <p>監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり関係基準等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事等の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて徹底されたい。</p> <p>ア 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、設計変更時において新たに追加した工種の単価適用月日については、措置必要</p>

	<p>事項報告書の起案時点とすることと定めているが、単価適用月を当初設計伺いの起案日としているもの</p> <p>ウ 「札幌市公共建築機械設備工事積算要領」等では、前払金支出を行わない場合、一般管理費等率を補正することを規定しているが、補正していなかったもの</p> <p>エ 工事価格積算時に参考とした見積書が紛失していたもの</p>
--	--

《指摘に対する措置》

アについて

関係規定について関係職員への周知・研修を行うとともに、今後は、変更設計書に添付する変更理由書に新工種及び単価適用年月を明記することで、設計者、検算者・審査員らが確認できるよう、チェック体制の強化を図ることとした。

ウ及びエについて

設計書作成時における「札幌市公共建築機械設備工事積算要領」等の適用並びに設計積算資料等の保管及び管理方法について、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。

監査対象	都市局市街地整備部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(1) 適正な設計書の作成と、チェック等を確実にすべきもの</p> <p>監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり関係基準等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事等の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて徹底されたい。</p> <p>イ 「国土交通省 土木工事標準積算基準（共通編）」では、施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率及び現場管理費率の補正を行うこととされており、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合、補正值の大きい方を適用することと定められているが、補正值の小さい地方部を選択しているもの</p>

《指摘に対する措置》

工事積算及び審査の担当者による会議を開催し、今回指摘を受けた、「施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合は、補正值の大きな方を適用する」ことが定められている旨を周知するとともに、設計書の確認に当たっては、設計書チェックシートによる確認を徹底するよう申し合わせた。

監査対象	都市局市街地整備部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 工事監理/(1) 車両系建設機械の作業を安全に実施すべきもの

	<p>労働安全衛生規則では、事業者は車両系建設機械を用いて作業を行なうときは運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではないと定められている。</p> <p>しかし、監査した土木工事において、誘導者を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置している事例がみられた。</p> <p>工事の施工に当たっては、受注者に安全管理の徹底を図るとともに、労働安全に係る法令等の順守を強く指導し、適正な施工に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

当該施工業者に対して、安全管理の徹底を指導した。また、工事監督及び審査の担当者（安全パトロール担当）による会議を開催し、①施工業者に対し、現場着手前に労働安全衛生関係の法令等の遵守を指導すること、②現場確認時に、安全管理に問題が見られる場合は、工事を中止し、安全が確認されるまで再開させないことの2点につき確認した。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(2) 道路維持除雪業務の写真を確認すべきもの</p> <p>「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」では、受託者は施工管理基準の写真管理に基づき撮影し、適切な管理のもと保管し検査時に提出しなければならないと定めている。</p> <p>しかし、監査した道路維持除雪業務の写真の中に、過年度の業務において撮影した写真を使用している事例がみられた。</p> <p>発注者は、受託者から提出された写真が適切に撮影されているか確認し、受託者の指導を徹底されたい。</p>

《指摘に対する措置》

係会議（維持係長及び係員8人全員出席）を開催し、写真管理について改めて確認するとともに、作業開始前に受託者に対し適切な写真管理及び提出について周知すること並びに受託者から写真が提出された際には適切に撮影されているか確認を徹底することについて出席者に対し指導した。

また、当区発注業務の除雪センター長に対し、写真管理について改めて確認させ、適切にこれを行うよう維持管理課長から指導した。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(3) 工事協議内容の記録を整備すべきもの</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」では、監督職員の指示した事項及び協議した結果について記録を整備することと定めているが、今回</p>

	<p>監査した工事において、指示等の記録が整備されていない事例がみられた。</p> <p>現場において監督職員より口頭で指示等が行われた場合であっても、責任の所在を明確にするため、書面による記録を残すよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>協議等の内容を確実に残し、責任の所在を明確にするため、「公共建築工事標準仕様書」の規定等を遵守することが必要であることについて、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(4) 建設副産物の関係書類を適正に提出すべきもの</p> <p>工事に伴い発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正な管理をしなければならないが、「札幌市下水処理施設修繕工事共通仕様書」において提出することと定めている産業廃棄物処理委託契約書（写し）が提出されていない事例がみられた。</p> <p>建設副産物の処理については、関係書類の提出、提示を受け、適正な処理を確認していくことが必要であり、関係法令等に基づいた建設副産物の処理を行うように受注者の指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、当部作成の「下水道処理施設用小額工事の手引き」において、建設副産物について、産業廃棄物処分業許可業者との契約書（写し）を工事担当職員に提出することにつき明記した。</p> <p>また、受注者への提出指導について、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(5) 非飛散性アスベスト廃棄物の保管を適切にすべきもの</p> <p>環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」では、非飛散性アスベスト廃棄物の現場での保管について、他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けるなど必要な措置を講じるよう定めている。</p> <p>しかし、今回監査した工事において、非飛散性アスベスト廃棄物を入れた容器と、その他の廃棄物を入れた同種の容器が同じ場所に保管されており、区別が付きにくい事例がみられた。</p> <p>発注者は、非飛散性アスベスト廃棄物の保管方法について、撤去方法等と同様に処理計画の中で事前に確認するとともに、適切</p>

	な保管を行うよう受注者への指導に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>非飛散性アスベスト廃棄物の保管場所をよりわかりやすく区別することについて、施工計画書により事前に確認すること及び施工業者に対し、適切な保管を行うよう確実に指導することについて、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。</p>	

(3) 平成29年度出資団体等監査関係

監査対象	札幌市森林組合（建設局みどりの推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(1) 固定資産の管理を適正に行うべきもの</p> <p>当組合の業務規程では、固定資産を取得したときには、固定資産台帳に取得価額や減価償却費等を記載して管理することと定められている。また、決算報告においては、附属明細書で資産の取得及び処分状況や期末残高などを出資者等に報告している。これらの事務について、以下のとおり不適正な事例がみられたので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 固定資産台帳及び附属明細書の双方において、所有している車両の計上漏れがあったもの</p> <p>イ 固定資産台帳に記載している取得価額や当期償却額に誤りがあり、附属明細書に記載している金額と一致していないもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>直ちに所有している車両を固定資産台帳及び附属明細書に記載した。</p> <p>また、今後は、固定資産を取得した際は、固定資産台帳及び附属明細書に記載し、適正に管理していくことを関係職員に周知徹底した。</p> <p>イについて</p> <p>直ちに固定資産台帳に記載している取得価額及び当期償却額並びに附属明細書に記載している金額の確認を行い、正しい金額に修正した。</p> <p>今後は、固定資産台帳に記載した後に他職員も確認をするようチェック体制を強化し、誤りの防止に努めることとした。</p>	

監査対象	公益財団法人札幌市公園緑化協会（建設局みどりの推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(2) 競争入札の指名通知を適正に行うべきもの</p> <p>指名競争入札の執行に当たり、被指名者に対する通知を、当法人の規程に定められた期日までに行っていない事例が散見された。</p> <p>被指名者が、入札額を見積もるために必要な時間を得られるよう、規程を順守のうえ、適正に入札を執行されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p>	

指摘を受けた後、直ちに業務担当職員及び関係職員に対して、関係規程の遵守について改めて周知徹底した。

また、入札予定金額に対応した通知期日を記したチェック票等を作成し、複数の職員が確認するなど、適切な事務処理の遂行に努めていくこととした。

併せて、全職員に対して、各公園施設における業務施行何は余裕を持って設計し、速やかに決裁を受けること、また、通知期日を守ることができない場合は、その理由と対応等について必要な決裁を受けることを通知・指示した。

さらに、適正な事務執行に努めるため、全職員が参加する研修会において、被指名者に対する通知の期日を規定する意義等について共有を図るとともに、必要な事務研修を実施した。

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(3) 金券等の管理を適正に行うべきもの 切手等の金券類については、出納簿等により出納及び現在高を明らかにしているが、これらの取扱いについて、次のような事例がみられたことから、適正に取り扱うよう努められたい。</p> <p>ア 下記のとおり出納簿の記載の誤りが散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 出納簿に記載する受払の記録に漏れがあるもの (イ) 出納簿上の現在高の記載が誤っているもの (ウ) 出納簿に現在高の記載がないもの (エ) すべて払出しをしており現在高はゼロとなっているが、出納簿には払出しの記録の記載がなく、現在高があるように記載されているもの (オ) 在庫の変動がない月に月締め処理を行っていないもの <p>イ 市外出張の際に使用するため所有しているSuicaについて、他の交通系ICカードと異なり、管理簿による使用経路、使用金額及び残高の確認を行っていなかった。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて 金券等に係る出納簿の記載について、同様の誤りが起きないように、出納簿の取扱いや記載方法についてマニュアルを作成し、各職員に対し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p> <p>イについて 直ちに管理簿を作成し、今後、経理担当者は、使用経路、使用金額及び残高の確認を適正に行うとともに、各職員は、Suica返却時に残高証明を経理担当者へ受け渡すよう取扱いを改めた。</p>	

監査対象	札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ（建設局総務部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査/(1) 協定書に基づき修繕を履行すべきもの

	<p>「札幌駅周辺自転車等駐車場の管理に関する協定書」によると、自主事業に係る利益が一定の額を超えた場合は、事前に計画書を提出し市の承認を得た上で、この利益を充てて設備の改善・修繕等を翌年度の3月31日までにを行うこととしている。</p> <p>平成27年度は、協定書に定める基準を超える利益があったが、設備の改善・修繕等にかかる計画書は提出されておらず、当該利益を充てて本来平成28年度中に行うべきであった修繕が平成29年度に実施されていた。協定に従った適正な履行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

会議等を通じて協定書や関係規定の再確認を行い、関係職員に業務手順を十分に理解させ適正な事務処理に努めることとした。

なお、平成28年度の自主事業で発生した利益については、期限内に修繕に係る計画書を札幌市に提出し、承認を得た上で、駐輪場設備の修繕等を実施したところである。本件の指摘と同じ過ちを繰り返さないよう、今後も適正な事務処理を心がけていきたいと考えている。

監査対象	株式会社コンサドーレ（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(1) 仮払金等に関する精算事務のチェック体制を改善すべきもの</p> <p>ユース遠征等の必要経費に充てるために交付した仮払金等の精算事務において、精算書への記載誤りなどから、精算額を誤り戻入額等に不足を生じているなどの不備が散見された。</p> <p>これは、チェック体制が全般的に機能していないことが要因と考えられることから、仮払金等の精算事務にあたっては、領収書との突合を確実にを行うなど、チェック体制が十分に機能されるよう改善されたい。</p>

《指摘に対する措置》

社内の部長会で本件の報告を行うとともに、仮払金等の精算に当たっては、精算者及び決裁者が領収書との突合を確実にを行うなどにより、精算処理に誤りがないよう、チェック体制を十分に機能できるように改善した。

また、2月の人事異動により、経営管理部に1名職員を増員し、更なるチェック機能の強化を図った。

監査対象	さっぽろ雪まつり実行委員会（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理を伴う業務委託の取扱いについて、下記のように、関係法令等の理解の不足に起因すると思われる不適正な事例が見られた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により、各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理</p>

	<p>することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されているものであることから、今後は、関係法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 産業廃棄物の処理の委託にあたり取り交わした契約書に、法定の項目の記載及び必要な書類の添付が欠けているもの</p> <p>イ 産業廃棄物の処理に伴い処理受託事業者に交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しについて、法令で保管期限が定められているにも関わらず保管していなかったもの</p> <p>ウ 産業廃棄物の処理の委託にあたり、収集運搬については受託者と契約書を取り交わしていたが、処分については契約書を取り交わさないまま当該受託者とは異なる者に行わせていたもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>いずれの指摘も関係法令に対する理解が不足していたことが原因であることから、これらを十分理解するとともに、職員に対し法令遵守を徹底し、適正な事務執行に努めていくこととした。</p> <p>また、今後、産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、運搬に係る業務と処分に係る業務を分離し、許可を得ている事業者とそれぞれ契約することとした。</p>	

2 意見への対応(平成29年度監査報告第5号に掲載された意見に係るもの)

監査対象	清田区土木部
監査委員の意見	<p>第3 意見/1 コンクリートの施工管理について</p> <p>落石防護柵設置工事において設置されたコンクリート擁壁を实地確認した結果、コンクリート表面のモルタルの大部分が剥落している事例がみられた。</p> <p>コンクリート擁壁の品質確保のため、コンクリート表面の適切な施工管理を受注者へ指導し、工事における品質が適正に確保されるよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>各担当者に対し、各種仕様書等を遵守の上、適正な施工管理を行うことについて、受注者に遺漏なく指導するよう、改めて周知徹底を図った。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の意見	<p>第3 意見/2 小額工事における支給材料の引渡しについて</p> <p>今回監査した小額工事において、支給材料の引渡しが工事書類等で確認できない事例がみられた。</p> <p>工事で支給材料を引き渡す場合、「札幌市建設工事請負契約約款」では、受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、発注者に受領書を提出しなければならないと定めている。</p> <p>一方、小額工事の場合は「札幌市小額工事請負契約約款」又は「請書」等によるが、これらには支給材料について定めがない。</p> <p>しかし、小額工事といえども、支給材料の引渡しが確実に行われたことを明らかにすることは重要であり、書類等により記録を残すよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>意見を受け、「下水道施設用小額工事の手引き」に、支給材料の受領時には、当該支給材料のみで写真撮影を行う旨を明記するとともに、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の意見	<p>第3 意見/3 小額工事の事務処理について</p> <p>今回監査した下水道施設の小額工事において、設計審査員及び工事検査員に内部規程で定める職員以外の者が指名されていた事例がみられた。</p> <p>小額工事の事務処理は内部規程に基づいて適正に行われるべきであり、部内職員に周知徹底されることを要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>事務処理が適切に行われるよう、「設計審査、工事検査員」の指名について事務処理フロー中に職種を明記するとともに、小額工事に関する規程等を「下</p>	

水道施設用小額工事の手引き」として集約、統合してまとめ、より担当職員が参照しやすくした。

また、これらの改訂について、研修等を通じ関係職員に周知徹底を図った。